



<お知らせ> ふぐ処理の新制度！

食品衛生法及び三重県食品衛生法施行条例の改正に伴い、
令和3年6月1日より、ふぐの処理にかかる制度が変わりました。

1. ふぐの処理を行う施設は、新制度による届出が必要です

- 新たにふぐの処理を始める予定の方は、
施設所在地を管轄する保健所(裏面参照)に届出が必要です。
- これまで旧制度に基づく届出を行い、ふぐの処理を行っていた方は、
営業許可の取得・更新を行う際、新制度による届出が必要です。
- ふぐを処理する施設には、**施設基準等の要件**がありますので、
要件を満たすよう施設を整えてください。

2. ふぐを処理するための資格要件が変わりました

食品衛生法改正に伴い、ふぐ処理資格の全国平準化を目的に、
ふぐ処理者の認定基準が示されました。

- 令和3年5月31日以前に、
三重県でふぐ取扱者として認定されていた方が、
引き続きふぐの処理を行うには、
ふぐ取扱者追加講習を受講しなければなりません。

※一部の県外の資格取得者は受講が免除される場合があります

【三重県ふぐ取扱者追加講習について(県ホームページ)】

～講習の日程や会場等をご覧ください～

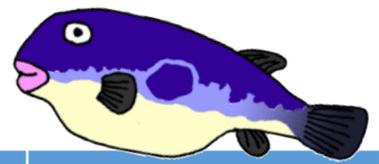
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/m0067100073.htm>



- 令和3年6月以降に、三重県の「**ふぐ処理者免許証**」を取得した方は、
制度変更後の資格要件を満たします。

**なお、上記の2点にかかる必要条件を満たさない場合、
法律に抵触することとなりますのでご注意ください。**

<保健所一覧>



| 保健所 | 所在地 | 電話番号 | 管轄 |
|-------------------------|--------------------|--------------|------------------------------|
| 桑名保健所 衛生指導課 | 桑名市中央町 5-71 | 0594-24-3623 | 桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 三重郡 |
| 四日市市保健所 衛生指導課 | 四日市市諏訪 町2-2 | 059-352-0592 | 四日市市 |
| 鈴鹿保健所 衛生指導課 | 鈴鹿市西条 5-117 | 059-382-8674 | 鈴鹿市、亀山市 |
| 津保健所 衛生指導課 | 津市桜橋 3-446-34 | 059-223-5112 | 津市 |
| 伊賀保健所 衛生指導課 | 伊賀市四十九 町2802 | 0595-24-8080 | 伊賀市、名張市 |
| 松阪保健所 衛生指導課 | 松阪市高町 138 | 0598-50-0529 | 松阪市、多気郡 |
| 伊勢保健所 衛生指導課 | 伊勢市勢田町 628-2 | 0596-27-5151 | 伊勢市、度会郡 |
| 伊勢保健所 衛生指導課 志摩市駐在 | 志摩市阿児町 鵜方3098-9 | 0599-43-5111 | 鳥羽市、志摩市 |
| 尾鷲保健所 衛生指導課 | 尾鷲市坂場 西町1-1 | 0597-23-3461 | 尾鷲市、北牟婁郡 |
| 熊野保健所 衛生指導課 | 熊野市井戸町 383 | 0597-85-2159 | 熊野市、南牟婁郡 |

※施設の届出については、施設所在地を管轄する保健所にご相談ください。